

令和元年 8 月吉日

お客様へ

株式会社ジャパンビバレッジホールディングス

消費税率引き上げに伴う弊社対応に関するお知らせ

拝啓

時下ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび消費税法が改正され、本年 10 月 1 日より消費税率が 8%から 10%に引き上げられることとなりましたが、自動販売機で販売する商品ならびにお客様にお支払する販売手数料の消費税の取扱いについて下記のとおり対応させていただくこととなりましたので、ご案内申し上げます。

何卒ご理解の上、今後とも変わらぬご愛顧のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

(1) 自動販売機で販売する商品

自動販売機で販売する商品は、一部の例外（医薬部外品に分類される商品、飲食料品以外の商品）を除き、軽減税率（8%）が適用されますので、消費税率引上げ後も販売価格に変更はございません。

(2) 販売手数料の消費税の取扱い

本年 10 月分のお支払い、またはご精算から、標準税率（10%）を適用させていただきます。なお、消費税を除いた本体価格の低下を避けるため、販売手数料は次の方法により算出させていただきます。

円条件でご契約のお客様 $\text{売上本数（または杯数）} \times \text{ご契約単価（税抜）} + \text{消費税額}$
率条件でご契約のお客様 $\text{売上金（税抜）} \times \text{ご契約料率} + \text{消費税額}$

- ・ 1 上記の計算方法を明確にするために、2019 年 3 月以前にご契約をいただいたお客様には、契約書の再締結のお願いさせていただく場合がございます。対象となるお客様には、準備が整い次第順次ご案内致しますので、今しばらくお待ち下さいますようお願い申し上げます。
- ・ 2 契約書の再締結が前後する場合であっても、本年 10 月分の販売手数料には、上記のとおり標準税率を適用させていただきます。

以上